

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和元年 7 月 3 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和元年 7 月 3 日 (月) 午後 3 時 15 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	欠
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	欠			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 北村 隆靖	係長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	----------------------

5. 議事録署名委員の指名 6 番 荒木 清隆 委員 7 番 森田 利光 委員

6. 議 事

第 1 号報告	農業経営基盤強化促進法に基づく第 18 条第 2 項 第 7 号の規定に基づく利用状況報告	1 件
第 1 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 2 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 30 年度 点検・評価及び令和元年度活動計画について	
第 3 号議案	令和元年度農業者年金加入推進活動計画について	

〔開会 午後 3 時 30 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和元年 7 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。今日現在でだいたい田植えも終わったのだらうと思います。本日もみなさんよろしくをお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 6 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。
6 番 荒木 清隆 委員、7 番 森田 利光 委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農業経営基盤強化促進法に基づく第 18 条第 2 項	
	第 7 号の規定に基づく利用状況報告	1 件
第 1 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 2 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 30 年度	
	点検・評価及び令和元年度活動計画について	
第 3 号議案	令和元年度農業者年金加入推進活動計画について	

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

- **事務局長** 1 ページをお願いします。

第 1 号報告	農業経営基盤強化促進法に基づく第 18 条第 2 項第 7 号の規定に基づく利用状況報告を朗読。
	説明は以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用状況の報告となっております。
- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番

号 5-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 6 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。今回は 1,000 m²を超える案件でありますので、申請者の代理人の方に出席いただいております。何かありましたら、後ほど質問などしていただけたらと思います。

整理番号 5-1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外、ほ場整備区域外、国営筑後川土地改良区域外であり申請地の農地区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的である太陽光発電設備の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地の位置等につきましては、7・8 ページに位置図、9・10 ページに字図の写し、11 ページに土地利用計画図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** この土地は以前は畑を作られていたが、最近は人手不足からか荒れた土地になってしまっているので、問題は無いと思う。北側に住んでいる江頭さんに聞いたところ別に問題は無いとおっしゃっていたので私はいいんじゃないかと思います。
- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **福島最適化推進委員** 昔畑をされていましたが現在は荒れてしまっているため、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **〇〇番（〇〇委員）** 私は、前体制から農業委員をしています、太陽光の申請は初めて出た気がします。基本的な質問かと思いますが、地目は変える必要があるんですか。
- **事務局** 太陽光の転用も地目を変える必要があります。雑種地になると思います。
- **〇〇番（〇〇委員）** わかりました。
- **〇〇番（〇〇委員）** 申請地の隣の 2067 番地に 82 m²とありますが、ここまで含めて考えなかったのか。業者として。道路際でもあるためそこも含めて考えるべきではなかったか。
- **事務局長** 代理人の方、何か事情は聞かれていますか。

- **代理人** その土地は傾斜になっていて、竹が生えているので計画に含めなかった。
- **〇〇番（〇〇委員）** それならば、竹が生えているのならばなおさら光が入らないだろうし削ってでも雑種地にして、会社として相手の立場に立って考えることができなかったのか。業者ならばそこまで考えるべきではないか。
- **事務局** 本人に確認したわけではないが、2067 番地の土地は、ほ場整備区域の土地のためその土地を計画に含めると農振除外の手続きを行う必要があるため、計画に入れていないのだと思う。
- **〇〇番（〇〇委員）** 字図を見ただけでは、ほ場整備した土地かどうかは私たちはわからない。貸付人名義の土地だったから不思議に思い質問した。ただほ場整備した土地であるなら私も言われん。
- **議長** ほかにありませんか。ないならば私から。この太陽光パネルが集落の中で北側も南側も住宅があるという中で、構造計算みたいなのはされていますか。台風などの強風に耐えられるのかなどの設計をされているんですか。あとから苦情があるといけないんで。
- **代理人** 計算した設計だと思います。
- **議長** 思いますじゃ困ります。
- **代理人** 私は太陽光設備のあれじゃないんで・・通常に設置されているものと同じ設備です。この会社が他の場所に設置している設備と同じだから大丈夫です
- **議長** 私はその構造がわからないから聞いている。いま電気を買う上げる単価が下がっていますよね。採算を取るために構造のレベルを落とさんといかんとかがあるのかとか私はわからないから質問してるんですよ。それと、委員さんが北側の家の方に聞かれたということですが他にも 4・5 軒ありますよね。地元の人にはお話はされていますでしょうか。
- **代理人** 話はされているとのことですよ。
- **議長** 後からソーラーパネルが眩しくてでけんとか、あなたたちは分かっていたろうもんとか言われなようにしとかなくてはいけないと私は思う。
- **事務局長** 今会長が仰ったけんで、通常 1,000 m²を超える案件は町の開発申請にかかるのですが、太陽光に関しては開発の許可が必要ないため宅地の審査が今回行えない。農地法では、宅地の所有者に同意を取ることは必須ではないが、周りが宅地化されている状況のため、事務局から申請者に対しお願いしている。同意書ではないが、十分に近隣住民に説明するようお願いしている。
- **〇〇番（〇〇委員）** ちょっといいですか。私の田んぼの隣にも太陽光があるんですが、最初のう

ちは草を切っていたが今は切っていないためこっちに草が来るんですよ。草が宅地のほうに伸びて迷惑をかけることになるので管理するなり防草シートをするなりその指導も併せてお願いします。

- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県に進達したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明を求めます。

- **事務局長** 13 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営

筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であるため、第 2 種農地と判断されます。転用目的である共同住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、14・15 ページに位置図、16 ページに字図の写し、17 ページに土地利用計画図、18 ページに断面図、19 ページに建物立面図、20・21 ページに平面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇番（〇〇委員）** 周りは全部宅地化されており、現在農業ができるような状態ではないため問題ないと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇最適化推進委員** 17 ページに建物南側に排水とありますが、敷地内の排水ですか。先に配管がなかったと思いますが。

- **事務局** U 字溝が西側に伸びており、最終的に郡境の水路へ放流されると申請者から聞いているが、現地へ確認にいったがわからなかったため再確認を行います。

- **議長** では確認してもらうということで、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-3 について説明を求めます。

- **事務局長** 22 ページをごらんください。
 第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。
 整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内。農地の区分は、町役場から概ね 500m 以内であるため、第 2 種農地と判断されます。
 転用目的の一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。
 申請地につきましては、23・24 ページに位置図、25 ページに字図の写し、26 ページに土地利用等の計画図、27 ページに建物平面図、28・29 ページに建物立面図を添付しております。
 説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇番（〇〇委員）** 4 年前私が農業委員をしているとき今回の土地の除外の申請が出ていたため、もう終わっているものだと思っていましたが、取付道路の話がやっととまり、水道や下水道も申請地の入口までできていました。周りの田んぼも貸付人のものなので、問題ないかと思います。

- **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

- **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 2 号議案 農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 30 年度点

検・評価及び令和元年度活動計画について説明を求めます。

- **事務局長** 30 ページをお願いします。第 2 号議案 農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 30 年度点検・評価及び令和元年度活動計画、この議案につきましては 5 月の総会で皆様に内容の説明をさせていただきまして、ご承認いただいています。その後 HP で意見聴取を行いましたが、特に意見もございませんでしたので、この内容で県に報告させていただきたいと思います。議案に上げさせていただきますが、ご報告という形を取らせていただきたいと思います。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。これは 5 月の総会で皆さんに意見聴取が終わった後の意見がなかったとの意見を付した報告でございます。

- **議長** 続きまして、第 3 号議案 令和元年度農業者年金加入推進活動計画について説明をお願いします。

- **事務局長** 42 ページをごらんください。令和元年度加入推進活動計画を読み上げる。

令和元年度加入推進活動計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に関しては報告という形をとりますので挙手の必要はありません。

- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午後 4 時 3 0 分